

文京区長
煙 山 力 様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内 山 忠 明

答 申

平成 17 年 5 月 11 日付 17 文企広第 64 号による諮問「懲戒処分を受けた職員の氏名等の個人情報の外部提供について」について、下記のとおり答申します。

記

職員の非違行為に対する懲戒処分に際して、当該職員の氏名その他当該職員を特定することのできる個人情報を公表することは、行政の透明性を確保し、説明責任を果たし、もって行政に対する信頼を回復するために必要な場合が考えられます。しかし、他方で、当該情報は、当該職員のプライバシーに関わる事柄であり、文京区個人情報の保護に関する条例により保護もされています。公表することにより、当該職員に対して懲戒の目的以上の社会生活上の深刻な影響を及ぼす場合のあることも考えられるところです。

そこで、氏名等の個人情報の公表に当たっては、非違行為の内容の反社会性や行政に対する信頼の失墜の程度、処分内容、当該職員の職責などを勘案した公表の必要性和、公表することによる当該職員のプライバシー侵害の程度やその者に与える影響などを衡量して慎重に判断することが必要です。

当審議会は、行政の透明性を確保し説明責任を果たすことは、非違行為の概要、行為者の職層および懲戒処分の内容などの公表はおこなうものの、氏名の公表まではおこなわないといった方法によっても実現可能な場合があることも考慮すれば、職員の氏名等の個人情報の公表は、収賄など故意行為によって職務に関して犯罪を犯した場合や酒酔い運転により死亡事故を起こしたことを理由に懲戒免職された場合などのように、著しい信用失墜行為や反社会性が認められる非違行為があった場合に、説明責任を果たすため必要と判断される限られた範囲内でおこなうのが適当であると考えます。